

第3章 情報公開・個人情報保護

○富山地区広域圏事務組合情報公開条例

平成18年2月20日条例第2号
改正 平成19年9月27日条例第2号
平成26年2月14日条例第3号
平成27年5月13日条例第1号
平成28年2月16日条例第1号
令和5年2月21日条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の公開（第5条—第16条）
- 第3章 審査請求等（第17条—第27条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第28条・第29条）
- 第5章 補則（第30条—第33条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、富山地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）の組合行政に関する住民の知る権利を尊重し、住民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、住民の組合行政への参加を一層促進し、もって組合行政について住民に説明する組合の責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた組合行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、理事長、公平委員会、監査委員及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものを除く。

（この条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、住民の公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

（適正な請求等）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、公文書の公開を請求する権利を濫用することなく、適正に請求するとともに、公文書の

公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

- 2 実施機関は、公文書の公開を請求する権利を濫用していると認めるときは、当該請求を拒否することができる。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できるもの)

- 第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

- (1) 組合の区域内に住所を有する者
- (2) 組合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 組合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 組合の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

- 2 前項第5号の理由は、次に掲げることを内容とするものでなければならない。

- (1) 実施機関が行う処分又は事業により自己の権利又は利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあること。
- (2) 報道を目的としていること（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）が請求する場合に限る。）。
- (3) 学術研究を目的としていること（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が請求する場合に限る。）。

(公開請求の手続)

- 第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求するものの氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

- 第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（2）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（3）公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

（4）組合並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（5）組合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公平かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 組合、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務のある国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (公文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第6号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(権利の濫用に係る手続等)

第10条の2 実施機関が第4条第2項の規定により公開請求を拒否する場合において、必要があると認めるときは、公開請求者に公開請求の目的、公開請求に係る公文書の使用法その他の事項を明示するよう求めることができる。

- 2 公開請求者は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

- 3 前2項の規定による手続に要する期間は、第12条第1項本文の規定による公開決定等の期間及び第13条前段の規定による公開請求があった日から45日以内の期間に算入しない。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第4条第2項及び第10条の規

定により公開請求を拒否するとき、第5条第1項第5号に該当しないものがした公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内(第6条第2項の規定による補正に要した期間を除く。)にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの(以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第18条及び第19条において「反対意見書」とい

う。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行なう。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公文書の公開をすることにより当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧させ、又は複写したものの写しを公布することができる。

(費用の負担)

第16条 前条の規定による公文書公開に係る手数料は、無料とする。

2 前条の規定により公文書の公開(閲覧を除く。)を受けるものは、公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、富山地区広域圏事務組合情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を却下する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を

変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（設置等）

第21条 第18条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するとともに、この条例の施行に関する重要事項について調査審議するため、富山地区広域圏事務組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員4人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有するもののうちから、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第23条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 審査請求人又は参加人は、前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられたときは、審査会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、第22条第3項及び第4項並びに前条第3項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの

交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第25条 審査会の行う調査審議の手続(審査請求に係るものに限る。)は、公開しない。

(答申書の送付等)

第26条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第27条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進に関する組合の責務)

第28条 組合は、第2章に定める公文書の公開のほか、実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議の公開その他情報提供に関する施策の拡充等を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第29条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理に関する業務の情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第5章 補則

(公文書の管理等)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、公文書の検索に必要な資料を作成し、その利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第31条 理事長は、毎年1回、各実施機関の公文書の公開についての実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(他の制度等の調整)

第32条 この条例の規定は、法令等の規定により閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本等の交付を受けることができる公文書については、適用しない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この条例は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 実施機関がした富山地区広域圏事務組合情報公開条例第１１条各項の決定（以下「公開決定等」という。）についての不服申立てであって、この条例の施行の日前になされた公開決定等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた公文書の公開の請求に係る改正後の富山地区広域圏事務組合情報公開条例第１０条の２第３項、第１２条第１項及び第１３条の規定の適用については、なお従前の例による。

○富山地区広域圏事務組合情報公開条例施行規則

平成18年4月1日規則第1号

改正 平成26年3月25日規則第2号

平成28年3月30日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山地区広域圏事務組合情報公開条例（平成18年富山地区広域圏事務組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、富山地区広域圏事務組合公文書公開請求書（様式第1号）によるものとする。

(公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定 富山地区広域圏事務組合公文書公開決定通知書（様式第2号）

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定 富山地区広域圏事務組合公文書一部公開決定通知書（様式第3号）

(3) 公文書の全部を公開しない旨の決定（条例第4条第2項及び第10条の規定により公開請求を拒否するとき、第5条第6号に該当しないものがした公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。） 富山地区広域圏事務組合公文書非公開決定通知書（様式第4号）

(公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、富山地区広域圏事務組合公文書公開決定等期間延長通知書（様式第5号）によるものとする。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、富山地区広域圏事務組合公文書公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公開請求のあった年月日

(2) 公開請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第3項の規定による通知は、富山地区広域圏事務組合第三者情報に係る公文書公開決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(公開の実施)

第7条 公文書の公開は、理事長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に扱うものとし、汚損

し、又は破損してはならない。

(電磁的記録の公開方法)

第8条 条例第15条第1項の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
 - (2) 専用機器により再生したものの視聴
 - (3) 光ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる方法は、当該電磁的記録の全部を公開する場合であつて、当該公開の方法が容易であるときに限り行うものとする。

(費用の額等)

第9条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

- 2 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、理事長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(会長等)

第10条 富山地区広域圏事務組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスクに複写	1枚につき 100円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額

備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を1枚として枚数を算定する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

（表）

富山地区広域圏事務組合公文書公開請求書

年 月 日

（宛先）富山地区広域圏事務組合理事長

氏名 〔法人その他の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名〕	
住所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	郵便番号 電話番号() —
連絡先 〔法人その他の団体にあつては、 担当者の氏名及び連絡先〕	郵便番号 電話番号() —

富山地区広域圏事務組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の公開 を請求するこ とができるも のの区分	☐ 1 組合の区域内に住所を有する者 ☐ 2 組合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 〔事務所又は事業所の名称及び所在地〕 ☐ 3 組合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 〔勤務先の名称及び所在地〕 ☐ 4 組合の区域内に存する学校に在学する者 〔学校の名称及び所在地〕 ☐ 5 実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求 する個人及び法人その他の団体 〔公文書の公開を必要とする理由 （備考に記載の理由以外の理由で請求することはできません。）〕
------------------------------------	--

(裏)

請 求 に 係 る 公文書の内容	
公開の方法	☐ 閲覧又は視聴 ☐ 写しの交付(☐ 郵送を希望)

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 「公文書の公開を必要とする理由」は、次のことを内容とするものに限ります。
 - (1) 実施機関が行う処分又は事業により公開請求者の権利又は利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあること。
 - (2) 報道を目的としていること(放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。)が請求する場合に限る。)。
 - (3) 学術研究を目的としていること(大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が請求する場合に限る。)。

様式第 2 号（第 3 条関係）

富山地区広域圏事務組合公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公開することに決定しましたので、富山地区広域圏事務組合情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	
公文書名	
公開の日時	年 月 日 時 分
公開の場所	
担当部署	

備考

- 1 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口にご連絡してください。
- 2 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

様式第3号（第3条関係）

富山地区広域圏事務組合公文書一部公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山地区広域圏事務組合情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	
公文書名	
公開の日時	年 月 日 時 分
公開の場所	
公開しない部分及び理由 ※公開できることとなる時期	
担当部署	

備考

- ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以降に改めて請求してください。
- 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口に連絡してください。
- 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

（教示） この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山地区広域圏事務組合理事長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山地区広域圏事務組合を被告として（訴訟において富山地区広域圏事務組合を代表する者は富山地区広域圏事務組合理事長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第 4 号（第 3 条関係）

富山地区広域圏事務組合公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公開しないことに決定しましたので、富山地区広域圏事務組合情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	
公文書名	
公開しない理由 ※公開できることとなる時期	
担当部署	

備考 ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以降に改めて請求してください。

（教示） この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、富山地区広域圏事務組合理事長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、富山地区広域圏事務組合を被告として（訴訟において富山地区広域圏事務組合を代表する者は富山地区広域圏事務組合理事長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第 5 号（第 4 条関係）

富山地区広域圏事務組合公文書公開決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開決定等については、次のとおりその期間を延長しましたので、富山地区広域圏事務組合情報公開条例第 1 2 条第 2 項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	
条例第 1 2 条第 1 項の規定による公開決定等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	

様式第 6 号（第 5 条関係）

富山地区広域圏事務組合公文書公開決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開決定等については、富山地区広域圏事務組合情報公開条例第 13 条の規定を適用し、次のとおりその期間を延長しましたので、同条の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	
公文書のうちの相当の部分につき公開決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
富山地区広域圏事務組合情報公開条例第 13 条の規定（期間の特例延長）を適用する理由	
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日
担当部署	

様式第7号（第6条関係）

富山地区広域圏事務組合第三者情報に係る公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長 印

あなたが反対意見書を提出したものに係る公文書について、次のとおり公開することに決定しましたので、富山地区広域圏事務組合情報公開条例第14条第3項の規定により、通知します。

公開する情報	
公文書名	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
担当部署	

（教示） この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山地区広域圏事務組合理事長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山地区広域圏事務組合を被告として（訴訟において富山地区広域圏事務組合を代表する者は富山地区広域圏事務組合理事長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

○富山地区広域圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年2月21日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、富山地区広域圏事務組合情報公開条例（平成18年富山地区広域圏事務組合条例第2号）第7条第1号ウに掲げる情報（当該公務員等の氏名に係る部分に限る。）とする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合の機関（富山地区広域圏事務組合の法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、組合の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、組合の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、組合の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る費用の負担)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(富山地区広域圏事務組合個人情報保護審査会への諮問)

第7条 組合の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを

確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、富山地区広域圏事務組合個人情報保護審査会条例（令和5年富山地区広域圏事務組合条例第3号）に規定する富山地区広域圏事務組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 組合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、改正し、又は廃止しようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、組合の機関における個人情報の取扱いに関する重要事項を決定する場合

（運用状況の公表）

第8条 理事長は、毎年1回、組合の機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合の機関が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（富山地区広域圏事務組合個人情報保護条例の廃止）

第2条 富山地区広域圏事務組合個人情報保護条例（平成18年富山地区広域圏事務組合条例第3号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の富山地区広域圏事務組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行の際現に実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に旧条例第9条第2項に規定する指定管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該指定管理業務に従事していた者

2 この条例の施行前に旧条例第16条、第29条第1項から第3項まで又は第36条第1項から第3項までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第43条第1項中「富山地区広域圏事務組合個人情報保護審査会」とあるのは、「富山地区広域圏事務組合個人情報保護審査会条例（令和5年富山地区広域圏事務組合条例第3号）に規定する富山地区広域圏事務組

合個人情報保護審査会」とする。

- 3 この条例の施行前に旧条例第43条の規定により旧条例第46条に規定する富山地区広域圏事務組合個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、旧条例第47条から第49条までの規定により旧審査会がした審査の手続は審査会がした審査の手続とみなす。
- 4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第46条第6項の規定によるその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であつて、特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において実施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第2号に掲げる者
- 6 第1項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第61条第2項に規定する指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 7 前2項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において実施機関が保有していた旧保有個人情報又はこの条例の施行前において指定管理者が保有していた旧条例第61条第2項に規定する指定管理者保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○富山地区広域圏事務組合個人情報の保護に関する法律等施行規則

令和5年3月31日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）並びに富山地区広域圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年富山地区広域圏事務組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の帳簿の作成及び公表は、富山地区広域圏事務組合個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）により行うものとする。

(保有個人情報開示請求書等の様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる書面は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

法第77条第1項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報開示請求書（様式第2号）
法第82条第1項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）
法第82条第2項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報不開示決定通知書（様式第4号）
条例第4条第2項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第5号）
条例第5条の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第6号）
政令第26条第1項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報開示実施方法等申出書（様式第7号）
法第91条第1項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報訂正請求書（様式第8号）
法第93条第1項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報訂正決定通知書（様式第9号）
法第93条第2項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報不訂正決定通知書（様式第10号）
法第94条第2項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第11号）
法第95条の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第12号）
法第99条第1項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報利用停止請求書（様式第13号）
法第101条第1項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報利用停止決定通知書（様式第14号）
法第101条第2項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第15号）
法第102条第2項の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第16号）
法第103条の書面	富山地区広域圏事務組合保有個人情報利用停止決定等期限特

（電磁的記録の開示方法）

第 4 条 法第 87 条第 1 項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
- (2) 専用機器により再生したものの視聴
- (3) 光ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付

2 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる方法は、当該開示の方法が容易である場合に限り行うものとする。

（開示を受ける者であることを示す書類の提示等）

第 5 条 法第 87 条第 1 項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 富山地区広域圏事務組合保有個人情報開示決定通知書
- (2) 富山地区広域圏事務組合保有個人情報開示決定通知書に記載されている開示を受ける者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている本人確認書類

（費用の額等）

第 6 条 条例第 6 条第 2 項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第 6 条第 2 項に規定する写しの作成に要する費用は、前納とする。ただし、理事長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 政令第 28 条第 4 項の規定による送付に要する費用の納付は、理事長が発行する納入通知書により行うものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り 1 枚につき 10 円
		多色刷り 1 枚につき 50 円
電磁的記録	光ディスクに複写	1 枚につき 100 円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額

備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を 1 枚として枚数を算定する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

富山地区広域圏事務組合個人情報ファイル簿(単票)

組合の機関の名称					
所管する組織(所属)の名称					
個人情報ファイルの名称					
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)				法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に 該当するファイル				
個人情報ファイルの利用目的					
本人として個人情報ファイルに記録 される個人の範囲					
個人情報ファイルに記録される個人 情報の収集方法	本人から		本人以外から		収集先の名称
要配慮個人情報		無		有	
記録情報の経常的な外部提供先		無		有	提供先名称
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手續等		無		有	根拠法令

記録項目

基本的事項		思想信条等	社会的活動	知識技術等	経済的活動	心身の状況	その他
個人番号	思想	職業	学業成績	収入	健康状態		
個人番号以外の 識別番号	宗教	地位	勤務成績	資産状況	病歴		
氏名	犯歴等	学歴	各種試験	納税額	障害程度		
本籍国籍	趣味等	資格		経済取引	運動能力		
住所	支持政党	団体加入		公的扶助	血液型		
生年月日	主義主張	賞罰					
性別							
続柄							
親族関係							
婚姻							
電話番号							
メールアドレス							

開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	

富山地区広域圏事務組合保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）富山地区広域圏事務組合理事長

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所（富山地区広域圏事務組合事務局）における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他（ _____ ） ＜実施の希望日＞ _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※請求書が組合に到達すると見込まれる日から15日後以降の日付としてください。
イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア） 本人の状況 ☐ 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） （イ） 本人の氏名 _____ （ウ） 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ _____ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ _____ ）

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山地区広域圏事務組合理事長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山地区広域圏事務組合を被告として（訴訟において富山地区広域圏事務組合を代表する者は富山地区広域圏事務組合理事長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所（個人情報保護の総合窓口）における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの交付を希望する場合の準備日数、交付に要する費用（見込額）

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、交付及び送付に要する費用（見込額）

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山地区広域圏事務組合理事長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山地区広域圏事務組合を被告として（訴訟において富山地区広域圏事務組合を代表する者は富山地区広域圏事務組合理事長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、富山地区広域圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、富山地区広域圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第5条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに相当の部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

富山地区広域圏事務組合保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）富山地区広域圏事務組合理事長

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後 時

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 無 〕

富山地区広域圏事務組合保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）富山地区広域圏事務組合理事長

（ふりがな）
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ Tel _____（ ） _____

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ _____ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ _____ ）

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山地区広域圏事務組合理事長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山地区広域圏事務組合を被告として（訴訟において富山地区広域圏事務組合を代表する者は富山地区広域圏事務組合理事長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山地区広域圏事務組合理事長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山地区広域圏事務組合を被告として（訴訟において富山地区広域圏事務組合を代表する者は富山地区広域圏事務組合理事長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第 1 1 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 1 2 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

富山地区広域圏事務組合保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）富山地区広域圏事務組合理事長

（ふりがな）
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL _____（ ） _____

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

1 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
3 <u>本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</u> ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山地区広域圏事務組合理事長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山地区広域圏事務組合を被告として(訴訟において富山地区広域圏事務組合を代表する者は富山地区広域圏事務組合理事長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山地区広域圏事務組合理事長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山地区広域圏事務組合を被告として（訴訟において富山地区広域圏事務組合を代表する者は富山地区広域圏事務組合理事長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 17 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

○富山地区広域圏事務組合個人情報保護審査会条例

令和5年2月21日条例第3号

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、富山地区広域圏事務組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 前条に規定するもののほか、審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富山地区広域圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年富山地区広域圏事務組合条例第2号。以下「施行条例」という。）第7条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (2) 富山地区広域圏事務組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年富山地区広域圏事務組合条例第4号。以下「議会条例」という。）の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (3) 個人に関する情報の取扱いに関する重要事項について、組合の機関等（施行条例第4条第2項に規定する組合の機関及び富山地区広域圏事務組合議会をいう。第7条第1項において同じ。）に意見を述べること。

(組織)

第3条 審査会は、委員4人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会条例の規定による諮問（審査請求に係るものに限る。）をした組合の機関等（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項（議会条例のこれらに相当する規定を含む。）に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項（議会条例のこれに相当する規定を含む。）に規定する保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(議会から諮問された審査請求に係る調査審議手続)

第8条 議会条例の規定による諮問に応じ審査会の行う調査審議（審査請求に係るものに限る。）の手続については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第5章第1節第2款（第78条第4項及び第5項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第74条中「第43条第1項の規定により審査会に諮問した審査庁」とあるのは、「富山地区広域圏事務組合議会」と読み替えるものとする。

(調査審議手続の非公開)

第9条 審査会の行う調査審議の手続（審査請求に係るものに限る。）は、公開しない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。